

町制施行記念式典で、
町政功労者・善行者を表彰！
長年に渡るご功績ご苦労さまでした。

去る11月15日の町制記念日に、勝山ふれあいセンターにおいて、町制施行2周年の記念式典が行われました。この中で、これまでの行政進展に大きく貢献された功労者と善行のあった方、各種各種事業に協力いただいた方々への感謝状の贈呈が行われました。

富士河口湖町 功労者

梶原 亥之雄 船津

(昭和15年10月15日生)

河口湖町議会議員・富士河口湖町議会議員を3期12年1ヶ月在職中に、河口湖町議会議員・同副議長・産経土木常任委員長・湖南中学校組合議長・富士五湖広域事務組合議長・監査委員・消防委員会委員等多くの公職を歴任し、多年にわたり豊富な経験と卓越した識見をもって地域振興に貢献した。

三浦 洋恵 大嵐

(昭和19年8月10日生)

足和田村議会議員・富士河口湖町議会議員を3期13年6ヶ月在職中に、足和田村議会議員・農業委員会委員・消防委員会委員・大嵐財産区管理委員・湖南中学校組合議員・富士五湖広域事務組合議員等多くの公職を歴任し、多年にわたり豊富な経験と卓越した識見をもって地域振興に貢献した。

梶原 哲次 船津

(昭和10年9月7日生)

河口湖町議会議員・富士河口湖町議会議員を4期13年10ヶ月在職中に、文教常任委員長・産経土木常任委員長・消防委員会委員・船津財産区管理委員・湖南中学校組合議員・河口湖治水組合議員等多くの公職を歴任し、多年にわたり豊富な経験と卓越した識見をもって地域振興に貢献した。

渡辺 一正 船津

(昭和22年4月4日生)

河口湖町議会議員・富士河口湖町議会議員を4期16年1ヶ月在職中に、河口湖町議会副議長・産経土木常任委員長・河口湖治水組合議長・富士五湖広域事務組合議長・監査委員・農業委員会委員・消防委員会委員・船津財産区管理委員等多くの公職を歴任し、多年にわたり豊富な経験と卓越した識見をもって地域振興に貢献した。

堀内 直人 大石

(昭和15年5月26日生)

河口湖町議会議員・富士河口湖町議会議員を5期20年1ヶ月在職中に、河口湖町議会議員・文教常任委員長・富士五湖広域事務組合議長・農業委員会委員・消防委員会委員・大石

財産区管理委員・河口湖治水組合議員・地下水保全審議会委員・河口湖ウォーキング協会役員等多くの公職を歴任し、多年にわたり豊富な経験と卓越した識見をもって地域振興に貢献した。

朝比奈 喜作 大嵐

(大正14年7月7日生)

旧足和田村において消防団副団長を3年、消防団長を1年、足和田村議会議員を1期4年、農業委員会委員・消防委員会委員・大嵐財産区管理委員等を歴任し、村政振興のために貢献した。合併後も農業委員会委員を1年間勤められ、町政の発展のために尽力した。

宮下 昭夫 長浜

(昭和2年9月21日生)

足和田村議会議員を1期4年、消防団長を1年、長浜財産区管理委員を2期4年、教育委員会委員を4年、農業委員会委員を3年等を歴任し村政振興のために貢献した。合併後も町連合老人クラブ会長・結婚相談所長などを勤められ、町政の発展のために尽力した。

梶原 恒夫 船津

(昭和4年12月12日)

船津地区公民館長を3期6年勤め



られた後、河口湖町議会議員・富士河口湖町議会議員を2期8年1ヶ月勤められ、この間、湖南中学校組合議員・船津財産区管理委員・消防委員会委員・土地利用審議会委員等を歴任し町政振興のために貢献した。合併後も老人クラブ会長を勤められ、町政の発展のために尽力した。

堀内 松蔵 大石

(昭和5年5月13日生)

大石総合開発委員会委員を5期10年、大石簡易水道運営審議会委員を4期8年、地下水保全審議会委員2期3年、農業委員会委員・自治会長等を歴任し町政振興のために貢献した。

梶原 喜英 大石

(昭和5年5月20日生)

大石総合開発委員会委員を5期10年、社会教育委員を3期6年、シルバー人材センター理事を7期14年、民生委員・図書館協議会委員・地区公民館長等を歴任し町政振興のために貢献した。

富士河口湖町 善行者

中村 好江 船津

多年にわたり民生委員・母子相談

員として地域住民の生活を援護し町民福祉向上に貢献した。

渡邊 富夫 船津

多年にわたり地区公民館長・社会教育委員・民生委員児童委員等として地域住民の生活を援護し町民福祉向上に貢献した。

毎日新聞社会事業団 東京都

町の社会福祉推進のために500万円を寄附され、地域福祉向上に寄与された。

綾小路さみまる(假屋美尋) 大石

町の社会福祉推進のためにチャリティコンサート収益金300万円を寄附され、地域福祉向上に寄与された。



おめでとございませう。

山梨県文化賞・奨励賞受賞

11月15日、ベルクラシック(甲府市)におきまして、平成17年度山梨県文化賞表彰式が行われ、山梨県の文化財伝承や芸術文化活動に貢献のあった個人九名、団体三団体へ、山梨県知事より奨励賞が贈られました。富士河口湖町からは、二名の方が受賞されました。



宮下恵美子さんは河口浅間神社に伝わる神事芸能「河口稚児舞(県指定無形文化財)」の舞の指導者として、また伝承者として、昭和23年から現在まで57年間、伝統文化の継承に尽力されました。更に、伝統文化の重要性を認識され、地域への普及活動を積極的に行っていることが認められ、今回の受賞となりました。



渡辺昇(東雲)さんは、富士河口湖町の書道芸術の向上にご貢献いただいた

やまなし県民文化祭書道専門部門委員を務め、また、昭和47年より、山梨県書道協会審査委員として山梨県

の芸術文化向上のため尽力されていることが認められ、今回の受賞となりました。

今後のお二人の更なる活躍を期待しております。

河口の駒谷州任さん
高齡者よい歯のコンクールで
最優秀賞



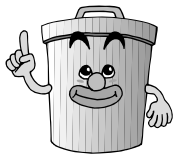
第19回山梨県高齡者よい歯のコンクールにおいて、75歳から79歳の部で河口在住の駒谷州任さん(79歳)が山梨県知事賞・最優秀賞を受賞されました。

駒谷さんは、現在自分の歯が27本あるそうです。自分の歯を維持する秘訣は、歯を磨くのではなく、歯ぐきを細かくバイブレートしてマッサージすること、定期的に検診を受け歯石を取ることで、歯ぐきを痛めるので楊枝は使わない、などだそうです。皆さんも是非参考にし、自分の歯の維持に努めましょう。



年末・年始休みのお知らせ

ステーション収集（燃えるごみ& 燃えないごみ）について・・・



年末・年始は、各処理施設が休みとなりますので「ごみ」は収集しません。絶対にステーションへは出さないでください。

ステーション収集は、町のカレンダーに掲載のとおり実施しますので、お間違えのないようご協力ください。



ごみ処理施設への持ち込みについて・・・

燃えるごみ

地 区	処理施設	持込可能な日・時間
全地区共通	富士吉田市環境美化センター	年末 12月28日(水) 午後3時まで 年始 1月4日(水) 午前9時から

燃えないごみ

地 区	処理施設	持込可能な日・時間
河 口 湖	富士河口湖町じん芥処理場	年末 12月29日(木) 午前1時まで 年始 1月4日(水) 午前9時から
勝山・足和田	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター	年末 12月29日(木) 午後3時まで 年始 1月5日(木) 午前9時から

粗大ごみ

地 区	処理施設	持込可能な日・時間
全地区共通	富士河口湖町じん芥処理場	年末 12月29日(木) 午前1時まで 年始 1月4日(水) 午前9時から

年末・年始の休み中は、長期にわたって収集できませんので、各家庭において保管していただくなどステーションへは出さないでください。

年末の交通事故防止県民運動

平成17年12月1日(木)から12月31日(土)までの31日間

〔重点目標〕

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 飲酒運転等悪質・危険な運転の追放
- 3 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 早めのライト点灯の徹底と反射材使用の推進



年末は、交通量の増加に伴い道路が混雑し、心理的な慌ただしさなどから交通事故の多発が懸念されます。皆さんの交通安全に対する心がけで交通事故をなくしましょう。

また、飲酒の機会も多くなります。飲酒運転等ない運動(運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転をゆるさない)を推進すべく、皆さん一人ひとりがその意識を高く持ちましょう。

さらに、初日の出暴走などの暴走行為・不正改造車等はもちろん、暴走族に声援や身振り、旗などを振って暴走行為を助長する「あおり行為」をした者にも罰金が科せられることとなります。

これら、飲酒運転や暴走行為などの悪質・危険な運転を追放させるため、家庭、職場、地域ぐるみで「しない・させない運動」を徹底しましょう。

年末年始の業務について

役場の年末年始の業務

町役場は、12月28日が仕事納めで、29日から1月3日まで休業となります。また、新年は4日が仕事始めで平常業務が始まります。

12月19日～28日までは、庁舎が大変混雑する場合がございます。なるべくお早めにお済ませ下さい。

町営温泉施設の業務

船津温泉休養施設（芙蓉の湯）
高齢者体力づくりセンター
（健康プラザ）

年末は、12月28日（水）午後6時まで
年始は、1月4日（水）から平常通りでご利用
できます。

財団施設の業務

施設名	年末閉館	年始開館
河口湖美術館	12月27日～31日	1月1日～4日
河口湖ミュージアム	12月27日～31日	1月1日～4日
大石紬伝統工芸館	12月27日～31日	1月1日～4日
河口湖フィールドセンター	12月27日～31日	1月1日～4日
河口湖自然生活館	12月27日～31日	1月1日～4日
河口湖ハーブ館	閉館なし	1月1日～4日

河口湖中原淳一美術館は11月30日で閉館しました。
富士河口湖ふるさと振興財団（76-8282）

町内にある指定給水装置工事事業者（平成17年4月1日現在）

工事事業者	住所	電話番号	冬季解氷工事の出来る業者	工事事業者	住所	電話番号	冬季解氷工事の出来る業者
梶原設備工業	船津 910	0555-72-0172		(有) 梶原水道	小立 4315-6	0555-72-1012	
(有) 小佐野設備	船津 3143-2	0555-72-0823		(有) 鐘畑設備工業	小立 2891	0555-72-1338	
(株) スバル工業	船津 5146-1	0555-73-2067					
富士土木(株)	船津 3499-6	0555-73-2222		中村設備	河口 1597-2	0555-76-7604	
中村工業	船津 3917	0555-72-2649		(有) 外川設備工業	河口 1089	0555-76-7508	
渡辺設備	船津 966-2	0555-72-2838					
(有) モトキ新設備	船津 6772-1	0555-73-3630		(有) はやし設備	大石 2875-1	0555-76-6630	
富士見設備工業	船津 3111-2	0555-72-0178		貴家設備	大石 1253-7	0555-76-8657	
協栄工業(株)	船津 3776	0555-72-1154					
石原設備工業	船津 7398	0555-73-1252		(株) 建設勝山営業所	勝山 314-1	0555-85-2753	
(株) 熱研メンテナンス	船津 6601-1	0555-73-0358		倉沢配水設備	勝山 429	0555-83-2202	
渡邊工業	船津 1546-8	0555-73-1661		ミレニアム設備	勝山 1110	0555-83-2004	
(有) 綾部設備	船津 2204-2	0555-73-2351		在原工業	勝山 1070-5	0555-83-2120	
				旭設備	長浜 1218	0555-82-2456	
(有) 三友設備工業	小立 2051	0555-72-1577		住吉設備	西湖	0555-82-2491	
(株) コバヤシ工業	小立 1777-1	0555-72-1168		古谷設備	西湖西 3-7	0555-82-2152	
渡辺管工事	小立 2175-12	0555-72-2042		倉沢設備	西湖西 13-1	0555-82-2623	
渡伊設備工業	小立 1790-2	0555-72-1818		三浦設備	西湖南 13-5	0555-82-2506	
光根設備工業	小立 788-2	0555-83-2977		丸修設備	大嵐 898-3	0555-82-2798	

なお、この他、町外にも者ほどの指定給水装置工事事業者があります。
冬季水道管の凍結に伴う解氷工事については、対応出来ない業者もありますので
対応業者に連絡して下さい。

水道の凍結・漏水修理について（お知らせ）

水道が凍結した場合や、水道が漏水した場合には、直接最寄りの指定給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。（修繕費は各自負担になります）

また、水道の新設又は家屋の新築、増築に伴い水道工事を行う場合は、申請が必要です。工事の申請は、指定給水装置工事事業者が行いますので、最寄りの事業者に依頼してください。

固定資産税 償却資産申告書を発送!

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いる構築物・機械・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じようにその年の1月1日(賦課期日)現在所有している所有者に1年分課税されます。ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産・自動車税の課税対象となっている自動車などは課税対象となりません。「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている資産も含まれます。

申告はお早めに

償却資産をお持ちの方で次に該当する人は必ず申告してください。

平成17年度に申告した人

平成17年1月2日から平成18年1月1日までに新たに取得した資産
期間に廃棄や売却処分などで減少した資産
町外へ移管した場合や移管してきた場合はそれぞれ、を含めて申告してください

平成17年度に申告しなかった人や初めての人 平成18年1月1日現在で所有している全資産

申告期限 平成18年1月31日

申告期限間近になりますと窓口が大変込み合いますので、1月20日ころまでの提出にご協力ください。なお、資産の申告が必要な事業者の方で、お手元に申告書が届かない場合は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先
税務課 資産税第2係(電話72-1113)へ

建物の取壊し、 新築・増改築の届出のお願い

固定資産税は、毎年1月1日を基準として、その資産の所有者に課税されています。

建物の取壊し、新築・増改築をした場合には届出が必要です。また、売買や贈与等により所有者が変更になった場合も届出が必要です。

建物の固定資産税は、建物の取壊しや新築・増改築などを行うと変わります。年内(12月31日まで)に実施した方は申告(届出)が必要となります。

なお、既に申告している場合や税務課の職員が家屋調査にお伺いし確認している場合は、届出は不要です。

なお、家屋を取壊した後の土地の利用方法により、土地の固定資産税が変わる場合があります。

詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先
税務課 資産税第2係(電話72-1113)へ

~町税等の納め忘れはありませんか~

町では、今月を収納対策特別強化月間として、町税等の納付が遅れている人を対象に納付催告(文書催告、夜間・休日訪問や電話催告等)に取り組みます。納期限が過ぎて、まだ、納付されていない人はお早めに納付にご協力ください。町民の皆様は納めていただいている町税は、町がさまざまな施策を進める上で、とても大切な財源となるものです。町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

平成17年度 今後到来する町税等の納期

税目	納期	納期限
固定資産税	第3期	平成17年12月26日
固定資産税	第4期	平成18年2月28日
町県民税	第4期	平成18年1月31日
国民健康保険税	第6期	平成17年12月26日
国民健康保険税	第7期	平成18年1月31日
国民健康保険税	第8期	平成18年3月31日

~町税等の納付は 便利で確実な口座振替で~

口座振替にすれば、金融機関まで支払いに行く手間も省け、「うっかり」納め忘れすることもなく、安心確実に納められます。手続きは簡単です。預貯金口座のある金融機関、郵便局の窓口または町役場税務課へ、届出印をお持ちのうえ「口座振替依頼書」を提出していただくだけです。口座振替依頼書は、各金融機関、役場税務課に置いてあります。

振り替えできる金融機関

山梨中央銀行・山梨信用金庫・都留信用組合・
山梨県民信用組合・北富士農協・美富士農協・
郵便局

また、分割納付等の納税相談も行っておりますので、ご相談ください。

問合せ先 富士河口湖町役場 税務課 収納係
72-1113

大月税務署からのお知らせ

年金受給者のための税金教室

平成16年までは、65歳以上で年間合計所得金額が1,000万円以下の方は、50万円の老年者控除がありました。平成17年分よりこの老年者控除が廃止され、さらに、年金についても改正された事項があり、そのために所得税確定申告が生ずる場合があります。

大月税務署では公的年金受給者の方を対象として、確定申告書作成説明会を開催します。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

日 時 12月13日(火) 午前10時～11時30分
午後1時～2時30分

(午前と午後の内容は同じです)

場 所 町中央公民館2階 第2研修室

内 容 設例を基に申告書の作成の仕方を説明します。

問合せ 大月税務署 個人課税一部門

電話 0554-22-3153

平成17年分所得税の確定申告

サラリーマンの方で還付申告される方へ

還付申告書は、1月4日から提出することができます。

給与所得者の方で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方、又は年の途中で退職して年末調整を受けられなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。(税務署の閉庁日(土曜・日曜・祝日等)は、相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は、郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。)

申告書の提出のみの方については、郵送での提出をお願いいたします。

なお、申告書(控)を同封される方は、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。

国税庁のホームページで所得税の確定申告が作成できます！

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を税務署に提出することができます。

利用するときのポイント

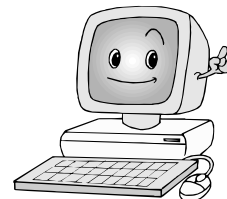
申告書を正しく出力していただくために次のことを行っていただく必要があります。

印刷後に正しく印刷できたかの確認(画面の指示にしたがって確認)

印刷する紙は、A4普通紙(PPC用紙又はOA共用紙)をお使いください。

アドレス <http://www.nta.go.jp>(国税庁ホームページ)

東京国税局のホームページからでもご利用することができます。



国民年金からのお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢年金等(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります(障害年金や遺族年金には税金はかかりません)。

所得税は、受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは、年金額が158万円(65歳未満の方は108万円)以上の方のみです。

所得税には、納税者の税を負擔する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。この控除を受けるためには、公的年金等に係る源泉徴収の際に、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)(以下、「扶養親族等申告書」といいます)を社会保険庁に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に社会保険業務センターから、対象となる年金受給者に送付されます。必要事項を記入の上、社会保険業務センターにすみやかに返送してください。なお、提出期限については、社会保険庁が指定する12月上旬の日(今年は12月1日(木))が扶養親族等申告書に記載されています。

扶養親族等加入する申告書が届かない場合やなくしてしまった場合などには、お近くの社会保険事務所、または、「ねんきんダイヤル」0570 07 1165 にお問い合わせ下さい。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいます。忘れずに提出して下さい。

児童手当係から受給者についてお知らせ

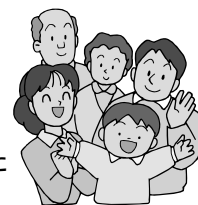
最近、金融機関等の統合及び支店の統合が行われています。

児童手当等の受給者についても、自分の取引金融機関を確認してみてください。

金融機関等名、及び支店名等が違いますと振込みができなくなりますのでよろしく御願います。

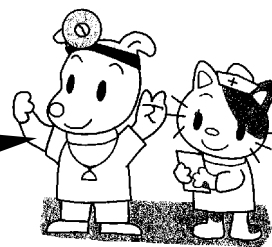
なお、次回の支給日については、平成18年2月10日(金)です。

手当の支給開始については、認定請求を行った日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までです。



お知らせ

麻疹・風しん予防接種法の改正について



平成17年7月29日に予防接種法施行令が一部改正され、平成18年4月1日から麻疹・風しんの予防接種の対象年齢・接種方法が下記のとおり変更になります。

まだ、麻疹・風しんの予防接種を受けていないお子さんは、平成18年2月末日までにかかわらず受けましよう。但し、平成17年3月生まれの児は、MRワクチン(麻疹・風しん混合ワクチン)の対象者になります。

	平成17年度(現在) (平成18年3月31日まで)	平成18年度(新) (平成18年4月1日から)
対象年齢	歳以上7歳6ヶ月未満	【第1期】1歳以上 2歳未満 【第2期】5歳以上 7歳未満の児で小学校就学前の1年間(年長児)
接種方法	麻疹及び風しんワクチンを1回ずつ接種	麻疹・風しんの混合ワクチン(MRワクチン)を第1期・第2期で1回ずつ接種。

- * 1. 麻疹・風しんにかかった事がある児は、予防接種の必要はありません。
- * 2. 接種対象年齢・接種方法等で疑問のある方は、お問い合わせ下さい。

麻疹・風しん予防接種の問い合わせ 富士河口湖町役場 健康増進課 72-6037

自動車燃料費

助成事業について

県では心身障害者が使用する自家用自動車燃料費の一部を助成します。申込は左記の日程で行いますので、請求書類を作成のうえ最寄りの会場で手続きを行ってください。都合により来場できない場合は、郵送でも受け付けます。なお、助成請求書等の必要な書類は、町役場福祉推進課窓口で配布しております。

申込書受付日

- 1月5日(木)富士吉田合同庁舎
- 1月6日(金)びゅうあ富士都留市中央
- 1月11日(水)上野原市文化ホール
- 1月12日(木)富士ふれあいセンター(船津)
- 1月17日(火)大月市総合福祉センター
- 1月18日(水)びゅうあ富士都留市中央
- 1月20日(金)大月保健所

受付時間

午前10時～午後3時

問合せ及び申込書郵送先

大月市大月町花咲16083

富士北麓・東部地域振興局健康福祉部

障害福祉担当

tel 0554 22 7826

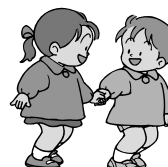
fax 0554 22 7828



県ひとり親家庭小中学校

入進学支度金制度について

県では平成18年4月に小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に対して、ひとり親家庭小中学校入進学支度金」を支給します。平成18年1月1日現在で山梨県内在住



平成18年4月1日に山梨県内の小中学校(聾学校、盲学校、養護学校を含む)へ入進学する児童を監護し、生計を同一とするひとり親家庭の親父母のない児童の養育者を含む)
平成17年度(平成16年分)の所得税が非課税世帯である
生活保護の受給世帯でない
以上の条件をすべて満たす方が対象となります。

手続きは、平成18年1月10日から1月27日までの間町役場福祉推進課で行いますので、印鑑ひとり親家庭医療費受給者証(認定されている方)を持参してください。なお平成17年1月2日以降富士河口湖町に転入された方は、前住所地の平成17年度非課税証明書を提出してください。

問合せ 福祉推進課

(72 6028)まで

河口分団新消防自動車配備

この度、河口分団に消防泡圧縮吐出装置（CAFS装置）を搭載した消防自動車が配備され、11月1日に関係者の出席のもと入魂式が行われました。



このCAFS装置は、混合器で作られた混合液（水＋消防泡原液）にコンプレッサを用いて圧縮空気を送り込み、配管内部で泡状にして発泡し消火を行なうもので、少量の水で効率のよい消火が出来るものです。積載水量6000の水と泡消火原液、空気を混合し、最大10倍の6,000もの消火泡を作り出すことができます。

有事の際には、この機能を十分に生かし、皆様の生命財産を守るべく活躍が期待されます。

町教育センターで「体験学習プログラム」実施!

今年度開設した、富士河口湖町立教育センター（旧河口湖町役場2階）では、体験活動を取り入れた2つの「体験学習プログラム」を企画し、町内の小学校との連携により実施してきました。

一つ目は、船津小・小立小・勝山小の5年生が理科の授業として「川」の学習をしました。町内には授業で学習できるような「川」が無く、各小学校ともその指導には大変苦労していました。川の上流や中流によって水の流れる速さはどのように違うのか、また、川原はどのようにできるのか、川の災害を防ぐために人間はどのような工夫をしているのか、などを都留市の鹿留川に向向いて学習しました。



写真は、川の流れる速さを体験するためにひもをつけたバケツを引いているところです。

二つ目は、小学校3年生の図工で、「鋸や金槌を使った木工工作」を大石小・西浜小・大嵐小の子ども達が合同で体験し

ました。町内の「野鳥の森公園」内のクラフト室を使い、ふんだんにある木材・枝・花木の実などを使って、作品づくりに取り組みました。子ども達は、慣れない手つきで鋸や金槌を使い、休み時間を取るのも忘れるほど集中して製作し、納得できる作品を仕上げることができました。

子ども達の感想から

「実際に川のまわりのようすが見れてよくわかった（5年）」
 「思ったよりも川の水の勢いはすごい力だった（5年）」
 「はじめて、ノコギリで木を切れてうれしかった（3年）」
 「さい後まで自分でつくることができてよかった（3年）」

